

令和4年（ワ）第45号 損害賠償請求事件

原 告 横山伸一郎 外98名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面（6）

（被告の自主賠償基準に基づく賠償の十分性）

令和6年1月9日

福島地方裁判所いわき支部合3係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清

同

金 山 伸 宏

同

中 嶋 乃 扶 子

同

小 谷 健 太 郎

同

川 見 唯 史

被告訴訟復代理人 弁護士

岡 野 真 之

同

三 森 健 司

同

堀 尾 拓 未

同

金 川 素 大

外

目 次

第1	はじめに：本件訴訟における損害認定について	3
1	個別事情に基づく精神的損害の評価・算定がなされるべきであること	3
2	訴訟外において自主賠償基準に基づき十分な賠償がなされること	3
第2	被告の自主賠償基準に基づく賠償の十分性	4
1	既払金について	4
2	第五次追補を踏まえた自主賠償基準について：個別事情による立証がない限り自主賠償基準による額を超える慰謝料が認定される余地はないこと	5
(1)	第五次追補を踏まえた自主賠償基準の内容等	5
(2)	原告らに共通する被害に関しては中間指針等により勘案済みであって、個別事情によることなく自主賠償基準による額を超える共通・一律の慰謝料が全員に認定される余地はないこと	12

第1 はじめに：本件訴訟における損害認定について

本件訴訟における原告らの請求の当否を判断するにあたっては、以下の各点に十分留意される必要がある。

1 個別事情に基づく精神的損害の評価・算定がなされるべきであること

本件のように多数の原告が共同で提訴する主観的共同訴訟（いわゆる集団訴訟）であっても、原告らは、原告各自に生じたとする被害について、それぞれの固有の権利として損害賠償の請求をしているのであるから、各原告についてそれぞれ、被害の発生とその内容が確定されなければならない。特に、精神的損害に対する慰謝料は、被害者の肉体的・精神的苦痛を慰謝するものであるところ、苦痛の有無や程度は各人が本件事故後に置かれた状況によって大きく異なることから、精神的損害の評価・算定において考慮されるべき要素も個々の被害者によって当然に異なるのであって、慰謝料の評価・算定は個別の事情に基づきなされる必要がある。

なお、本件訴訟においては、現時点までに原告らからは個別事情に基づく損害の主張・立証はなされておらず、今後、主張・立証の補充が行われるものとみられる。被告としては、個別事情についての原告らの主張・立証が補充された段階で、必要な求釈明を行い、また、原告ら各自の個別事情に基づいて被告としての主張を行う予定であることを申し添える。

2 訴訟外において自主賠償基準に基づき十分な賠償がなされること

被告が中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき訴訟外の直接請求手続を通じて実施する賠償は、精神的損害名目での賠償額のみをみても類型的に想定される損害を十分にカバーする額であるほか（なお、避難所滞在等の個別事情に応じた精神的損害の増額も実施済みである。）、精神的損害名目での賠償に加えて財産的損害や住居確保費用の賠償も実施している。本件訴訟の原告らに対してもすでに直接請求手続を通じた賠償を実施済みであるほか、個別事情によりさらなる

損害が生じたとされる場合にはADR手続を通じた賠償がなされている。

この点、令和4年12月に策定・公表された「原子力損害の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」

（乙B第185号証）（以下「第五次追補」という。）は、本件事故に関する7件の確定済み高裁判決の分析結果を反映させたものであって、本件事故による被害の実態に即し、本件事故から一般的に生じた被害として典型的に把握される要素を網羅的に評価した結果として示されたものである。したがって、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、典型的に把握することのできない個別の被害事実が明らかになっているような場合を除き、本件事故による損害の評価として十分な水準にあるものというべきである。

したがって、本件訴訟における原告らの請求の当否を判断するに際しては、原告ら各自の個別事情に基づく損害の評価・算定がなされる必要があり、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく既払額を超える損害が原告らによって主張・立証されて初めて、原告らの請求が一部なりとも認容されるというべきである。

本書においてはとくに上記の点について、下記「第2 被告の自主賠償基準に基づく賠償の十分性」で詳しく述べることとする。

第2 被告の自主賠償基準に基づく賠償の十分性

1 既払金について

被告は訴訟外において、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づく賠償を実施しているところ、直接請求手続における賠償額の算定方法等については被告「準備書面（2）」、直接請求手続を通じた賠償の実施過程については被告「準備書面（3）」及び同「準備書面（4）」においてそれぞれ詳述したとおりであるほか、本件訴訟の原告らに対する既払金の額については被告「準備書面（8）」記載のとおりである。

各原告・各世帯に対する賠償状況は被告「準備書面（９）」記載のとおりであり、避難指示区域（帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域）の原告らに対しては世帯平均で約１億６４５１万円^１、多い世帯では３億６７２１万０２７９円にのぼる賠償金、旧緊急時避難準備区域の原告らに対しては世帯平均で約２５８３万３８５９円、多い世帯では３８２１万０６８５円にのぼる賠償金をそれぞれ訴訟外で支払済みである。

２ 第五次追補を踏まえた自主賠償基準について：個別事情による立証がない限り自主賠償基準による額を超える慰謝料が認定される余地はないこと

上記「１」のとおり、被告は原告らに対し訴訟外において賠償を実施してきたところであるが、令和４年１２月、本件事故に関する集団訴訟についての確定済みの控訴審判決等を踏まえ、第五次追補が策定・公表された。

以下においては、第五次追補を踏まえた自主賠償基準の内容等を簡潔に示した上で、個別事情による立証がない限り自主賠償基準による額を超える慰謝料が認定される余地はないことについて述べる。

（１）第五次追補を踏まえた自主賠償基準の内容等

ア 中間指針等の機能・位置付け

原子力発電所等において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにわたり、原子力損害の賠償をめぐる紛争が多数生ずることが予想される。そして、多数の紛争が裁判所に係属した結果、事件処理に長時間を要し、多数の被害者の実体法上・手続法上の権利が害されることとなる上、原子力事故とは無関係の

^１ 世帯番号７と同８の世帯は同一世帯であるとして計算

一般の事件処理も遅滞することは必至である。そのような事態が生じれば、原子力事故の被害者のみならず、国民一般の裁判を受ける権利が害されることにもなり得る。

そこで、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」）は、「文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この章において「審査会」という。）を置くことができる。」（18条1項）と定め、迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（同条2項1号）と並び、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同項2号）を掲げている。

そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」（同項3号）をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条）。

こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討をし、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

このように、中間指針等は、原賠法18条に基づいて設置された審査会により「一般的な指針」として定められた、被害回復のための自主的紛争処理基準であり、裁判によらずとも迅速かつ適切な被害回復を図ることを目的と

して策定されたものである。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の平成23年4月11日付にて第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、その後原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定の指針等が順次策定されている。そして、審査会が最も新しく策定・公表した指針が、下記に述べる第五次追補（乙B第185号証）である。

イ 第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものであること

令和4年12月20日、審査会は第五次追補（乙B第185号証）を公表した。

第五次追補の策定は、本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決²が確定したことを契機として、中間指針等の見直しの要否の検討を経てなされたものである。

第五次追補の策定に当たり、原子力損害賠償紛争審査会は、「法律の学識経験者から専門委員を任命し、確定判決における本審査会の指針の内容についての評価、本審査会の指針には示されていない類型化が可能な損害項目や損害額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か等について、必要に応じ、ADRセンターにおける事例（和解・打切り）の情報提供も受け、詳細に調査・分析を行うこと」を第56回審査会において確認した。その後、任命さ

² 仙台高判令和2年3月12日（いわき訴訟）、東京高判令和2年3月17日（小高訴訟）、仙台高判令和2年9月30日（生業訴訟）、東京高判令和3年1月21日（前橋訴訟）、仙台高判令和3年1月26日（中通り訴訟）、東京高判令和3年2月19日（千葉訴訟）、高松高判令和3年9月29日（松山訴訟）。

れた専門委員³は第58回審査会において中間報告、第59回審査会において最終報告をそれぞれ提出しており、最終報告を踏まえて原子力損害賠償紛争審査会における検討がさらに数度なされた上で、第63回審査会における最終的な第五次追補（案）の審議を経て第五次追補が策定・公表された⁴。

このような策定経緯に鑑みると、第五次追補は、本件事故に関する7件の確定済み控訴審判決の分析結果を反映させたものであって、本件事故による被害の実態に即し、本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価した結果として示されたものである。したがって、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、類型的に把握することのできない個別の被害事実が明らかになっているような場合を除き、本件事故による損害の評価として十分な水準にあるものというべきである。

ウ 中間指針等が示す賠償額の目安額は、一般的に生じた被害として類型的に把握される要素について評価して定められたものであること

このように、中間指針等は、「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）であって、そのような「一般的な指針」としての位置付け・性質に鑑みれば、中間指針等が示す賠償額の目安は、一般的に生じた被害として類型的に把握される要素については網羅的に評価の上で定められたものである。

この点、以下に引用する第60回審査会における内田貴会長の補足説明（乙B192号証・10頁。下線は引用者による。）からも、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される

³ 大塚直氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）、米村滋人氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、青野洋士氏（公証人）、日下部真治氏（弁護士）、末石倫大氏（弁護士）。

⁴ 第五次追補「第1」の「1 経緯」参照。

要素を網羅的に評価の上で定められたものであることは明らかである。

明石委員：明石でございます。私は専門家ではないので、1点お伺いしたいんですが、人によってかなり差があるということで、何を目安としてということがあるんですが、こういう場合は、一般的に、あまり過酷状況がひどくない人、それから、最もひどい人の、例えば平均値とか中間を取るんでしょうか。それとも、決めることができない場合は、一番ひどい場合、いわゆる我々の放射線の分野で言うと、保守的にとか安全側にという言葉で大きい数字を取ることがあるんですが、この場合はどういう考え方をするのか御教示いただけたらと思います。

内田会長：ここでの考え方は恐らく、最大公約数的といいますか、人によって様々な違いがあるわけですが、全員に共通して定型的に認められるのはこのぐらいであるという額を出すという趣旨であろうと思います。ただ、例外的にももちろん、それよりも少ないという方がいるかもしれませんが、その場合に、少ない方に合わせるというのではなく、最も平均的な、共通している部分を賠償額として示すというのがこれまでの指針の考え方であったと思います。ですから、最大公約数という言い方がいいのかどうか分かりませんが、最も共通して生じていると思われるレンジの額を提示する。それよりも、個別事情によって多い方については、ADRで個別の証明をして、加算するということもあり得るという趣旨であろうと思います。

明石委員：分かりました。ありがとうございます。

内田会長：はい。これまでの中間指針の考え方そのものは変わっていないという趣旨であろうと思います。

また、その後に開催された第61回審査会においても、内田貴会長は以下のとおり中間指針等に定める賠償額が最低限の水準ではないことを明示的に述べている（乙B193号証・44～45頁。下線は引用者による。）。

内田会長:もともと、指針というのは必ずしも最低限という趣旨ではなくて、あるカテゴリーの被害者に共通に生じている損害について、もし裁判をすれば大体どのくらいの額が認容されるであろうかというところ、つまり最も合理的に算定した場合に共通して認容されるであろう額を示して、それを賠償の指針にするという趣旨で当初はつくられておりました。そうすると、その額よりも多い方、個別事情によって多い方もいれば少ない方も現実にはいるわけですが、しかし、少ない方について額を減らすということはしませんので、そうすると結果的には、あたかも最低限であるかのように機能する。個別事情に応じて増やす方向でのみ修正がされるということになりますけど、しかし、必ずしも生じている損害の中で最低の部分を取っているというわけではなくて、共通して生じている損害を合理的に算定すればどうなるかというところの基準を示そうとしたものであると理解しております。

エ 第五次追補を踏まえた被告による訴訟外賠償の内容

以上のとおりの第五次追補の策定を受けて、被告は、訴訟外において直接請求手続を通じた賠償を行う方針であり、令和5年1月31日にプレスリリース「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」（乙B第186号証）、また、同年3月27日にプレスリリース「中間指針第五次追補を踏まえた追加の賠償基準に

係る具体的なお取り扱い等について」(乙B第187号証)を公表した。

第五次追補を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく精神的損害等の訴訟外賠償のうち、避難指示等の区分によって賠償額が定まるものを避難指示等の区域ごとに整理すると以下のとおりである⁵。

① 帰還困難区域等

一人1580万円(第五次追補前公表賠償額 1450万円)

(内訳) 日常生活阻害慰謝料850万円、過酷避難慰謝料30万円、生活基盤喪失慰謝料700万円

ただし、計画的避難区域の指定を経て帰還困難区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料850万円、相当線量地域滞在慰謝料30万円、生活基盤喪失慰謝料700万円、合計1580万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料850万円、相当線量地域滞在慰謝料60万円、生活基盤喪失慰謝料700万円となり、一人1610万円となる。

② 旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域

一人1130万円(第五次追補前公表賠償額 850万円)

⁵ このほかに、個別事情を前提とした賠償として第五次追補は下記の賠償項目について定めている。

【自主的避難等に係る損害】避難指示等対象区域内(ただし、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。)の住民が避難等対象区域又は自主的避難等対象区域内に避難又は滞在した期間の自主的避難等に係る損害として、子供及び妊婦以外の者に対し一人20万円(第五次追補前公表賠償額は4万円)、子供及び妊婦に対し一人48万円(第五次追補による変更なし)。

【精神的損害の増額事由】要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること等の一定の個別事情があり、かつ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合に、日常生活阻害慰謝料を増額するもの。精神的損害の増額事由についても、被告は令和5年3月27日のプレスリリース(乙B第187号証)において自主賠償実施にあたっての考え方等を明らかにしている。

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 850 万円、過酷避難慰謝料 30 万円、生活基盤変容慰謝料 250 万円

ただし、計画的避難区域の指定を経て居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料 850 万円、相当線量地域滞在慰謝料 30 万円、生活基盤変容慰謝料 250 万円、合計 1130 万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料 850 万円、相当線量地域滞在慰謝料 60 万円、生活基盤変容慰謝料 250 万円となり、一人 1160 万円となる。

③ 旧緊急時避難準備区域

一人 230 万円 (第五次追補前公表賠償額 180 万円)

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 180 万円、生活基盤変容慰謝料 50 万円

オ 小括

以上のような中間指針等の機能・位置付けからも、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える損害が原告らによって主張・立証されない限り、第五次追補を踏まえた被告の自主賠償基準による額の精神的損害が認められる余地はない。

(2) 原告らに共通する被害に関しては中間指針等により勘案済みであって、個別事情によることなく自主賠償基準による額を超える共通・一律の慰謝料が全員に認定される余地はないこと

原告らは本件訴訟において、原告ら全員に共通する範囲・限度の損害のみを請求の対象とするという主張は行っていないが、仮にこのような原告らの主張にかかわらず、原告らに「共通」に生じた損害が裁判所による判断の対象とされとしても、「共通」する損害を認定するのであれば、「全員が最小限度こ

の程度まではひとしく被っていると認められるもの」のみがその対象となる(最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁)。ここで、原告らに真に「全員が最小限度この程度まではひとしく被っていると認められる」損害は、原告ら各自に生じたものとして個々に主張・立証される損害より少ないものとなるため、原告らの中で本件事故による影響の少なかった原告の精神的苦痛を認定したうえで、当該精神的苦痛に対する慰謝料がどの程度であるか認定する必要がある、その限度においてのみ「共通」損害としての慰謝料が認定され得ることとなる。

この点、上記(1)ウにおいて述べたように、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として類型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものであり、特に、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定済み高裁判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものである。したがって、同一区域に居住していた者に「共通」する損害などというものは、中間指針等(第五次追補を含む。)を踏まえた被告の自主賠償基準による額で当然ながら填補されるのであって、個別の事情に基づいて損害の主張・立証がなされない限り、原告らに「共通」する損害なるものは自主賠償基準による額によって十分に填補されている。

以上により、原告らに「共通」する損害は中間指針等(第五次追補を含む。)に基づく自主賠償基準による額で填補されており、これを超える慰謝料が「共通」の損害として一律に認定される余地はない。

以 上